

## 論文

# 木材資源をめぐる新たなコモンズの形成と長期的動態 —コミュニティ主体の持続的森林管理という名の「伐採」を経て

大橋麻里子 Mariko OHASHI

日本学術振興会（京都大学） JSPS / KYOTO UNIVERSITY

## 要旨

ペルーアマゾンニアに住むシピボは、自然資源に依存した生活を営み、それを自分が好む相手と共に「分かちあう」慣習的共同資源利用を行ってきた。近年、ペルー政府の政策によって先住民の定住化が進み、その後、森林の持続的利用のためのコミュニティ主体のプロジェクトが導入されると、村人は共有資源（コモンズ）となった森林の管理を担うようになった。管理とはいえ、プロジェクトの実際の目的は、住民に伐採を担わせることで、乱伐を行う企業や出稼ぎ集団を締め出し、持続的な森林管理を実現すること、そして、住民が伐採権による収益に頼らずにより高額な現金獲得の機会を得ることであった。現金に直結する木材資源をめぐる「だれがそれを利用できるか」という探りあいが、村の集会や日常会話を通じて展開されていく。本稿ではそのレディティマシー形成過程に着目し、長期的動態を明らかにした。

プロジェクトでは村内の参加者全員での共同伐採が指導されたが、プロジェクトとは別に村外者（親族や友人）を呼び込んで伐採をする村人が出てくる。プロジェクトスタッフによって、村人による木材の占有的利用が強調され、その考えが村に浸透していき、同時に、村内で現金獲得にむけた伐採が活発化すると、後にその出来事が村の集会で問題とされた。一方で、村内に居を構えていれば自由に伐採ができるわけでもなく、村の義務的な共同労働に参加せずに伐採する者を木材資源の利用から排除しようとする動きも生じた。村人は一時的に村内でグループを作り伐採を進めるものの、それに限界を感じる。プロジェクトでは村外者を締め出し、村人自身で伐採を行うよう指導されたが、最終的に村人は、伐採の道具を「持ち」、その技術を「知る」村外者（親族や友人のみならず出稼ぎ集団）と共に伐採するようになった。住民主体で行う伐採としての木材資源利用は、村の構成員に限定されることなく、村人それぞれが好ましい相手を選んで行うことが承認されたのである。

## キーワード

参加型森林管理、住民主体の伐採、レディティマシー、ペルーアマゾンニア

## 目次

- I 序章
- II 先住民共同体制度とシピボの資源利用
- III 森林資源をめぐる変化
- IV コミュニティ主体の持続的な森林管理プロジェクトの導入
- V 持続的な伐採と村人の反応
- VI 考察とまとめ

## I 序章

### I-1 はじめに

アマゾニアの先住民たちは、狩猟採集や焼畑をしたり、生活のために必要な木材をとったりと、様々な形で森林を利用してきた。しかしながら、現在のアマゾニアには、地球環境問題の解決を謳ったプロジェクトが持ち込まれており、その森林は今やそこに住んできた先住民の人たちだけのものではなくなりつつある。国内外の企業が先住民の村での伐採を求めてくるだけでなく、気候変動（cambio climático）や生物多様性の保全（conservación de la biodiversidad）といった国際的課題の解決を目指し、政府や国際機関といった多様なアクターがその利用や保全を目的として、アマゾニアの森林に関わってきているのである。また現在では、開発や森林保全を目的としたプロジェクトにおいて、コミュニティ主体（スペイン語：gestión comunal, 英語：community-based）<sup>1</sup>という手法が一般的となっていて、もともとそこに住んでいた住民はそうした政策の影響を受けると同時に、それに参加する（させられる）存在となっている。

ペルーアマゾニアのウカヤリ川（Río Ucayali）沿いで生活するシピボ（Shipibo）の人びとも、そうした先住民グループのひとつである。シピボの人びとはもともと、土地や森林の明確な境界を持つことなく、半定住をしながら、河川や森林の資源を利用して生活をしてきた。しかしながら、1970年代に当時のベラスコ（Juan Velasco Alvarado）軍事政権によって、先住民共同体（comunidades nativas）が制定されたことで、行政区分という境界線が（少なくとも地図上で）引かれ、先住民の人びとの定住化が進んだ。

そのような経緯でできた「村々」には、2000年代から導入された環境保全を目的とした持続的な森林管理プロジェクトが持ち込まれている。本稿では、「村の森林（木材）を利用できるのはだれか」を分析の軸となる問いとしながら、村のシピボの人びとがどのようにそれらのプロジェクトに対応したのかを考察していく。最終的にこのコミュニティ主体の持続的森林管理は、プロジェクトが目指したものと異なる形で定着することになったが、本稿はその長期的動態を明らかにするものである。

### I-2 コミュニティ主体の森林管理とコモンズ論

前述した通り、ペルーアマゾニアも例外なく、先住民社会に持ち込まれるプロジェクトは、コミュニティ主体の手法が今や当たり前となっており、なかでも森林管理に関しては、「森林の持続性」はもはや欠かすことのできない目標となっている。たとえば、そうして「持続的」な森林管理（スペイン語：gestión forestal sostenible あるいは manejo forestal sostenible, 英語：sustainable forest management）<sup>2</sup>を進めるために、地図上の公的区分と一致する村（先住民共同体）の範囲、つまりは土地と森林の境界の明確化が外部者主導のもと行われるようになっていた。ペルーアマゾニアにおいては、先住民共同体制度（後に詳述）によって、地元に住む先住民が土地を利用する権利を得たことで、森林は各先住民共同体が所有する公的な共有資源（スペイン語：bienes comunes, 英語：commons）となったのである [Richards 1997]<sup>3</sup>。こうした共有資源の持続的な利用や管理を議論してきたものに、コモンズ論がある。コモンズ論は、生物学者のハーディンが説いた「コモンズの悲劇」 [Hardin 1968] への反論として発展した学問領域である。ハーディンの主張は、牧草地での家畜の放牧を例に、共有地の資源は各々の成員が自己利益の最大化を目指すことから枯渇するとし、資源は国家（公）が管理するか、私有地（私）として個人が管理する以外にないと唱え

<sup>1</sup> 先行研究では、community-based は「住民主体」と日本語訳されることが通常であるが、本稿で取り上げるプロジェクトは「村人が共同で働くこと」を主旨としており、この際に個々としての住民ではなく、コミュニティの意味を示す「村」の概念が重要であると考え。そのため、本稿では community-based を「コミュニティ主体」と訳している。

<sup>2</sup> ペルーにおいては、manejo forestal は木材伐採を行う計画やその活動を意味する文脈で使われることが多く、gestión forestal は非木材林産物の利用も含む包括的な森林利用を指す。なお、manejo とは、資源の持続性を考慮した利用を指す。すなわち、ペルーの森林経営学的には sostenible を付けずに manejo forestal としても、そこには森林の持続性が含意されることになる。

<sup>3</sup> 本稿では、コモンズを「共有資源」に限定した意味で用いているが、コモンズには、資源の生態的・社会的特性、管理や利用のあり方、ステイクホルダーとなる人の範囲や関わり方など、多様なものが含まれる。

た。それに対して、オストロームらは、ハーディンの議論はそもそも共有地ではなくオープンアクセスの状態である場合に起こると批判し、共有資源を持続的に保ちながら、公的とも私的とも異なる共同資源管理の仕組みが在来社会には存在してきたことを明らかにするとともに、コモンズを実現するための条件や政策的な枠組みを模索した [Ostrom 1990; Ostrom et al. 2002]。

アマゾニアにおけるこうしたコモンズ研究の成果としては、以下の研究を挙げることができる。小集団による持続的な資源利用、そして土地境界の意識に関して、エクアドルアマゾニアのワオラニ (Huaorani) について調査を行ったルーは、彼らの生活圏における土地や資源をめぐる所有形態（個人所有か、集団による共有か）がどうなっているのか、それを利用している集団はどういった集団なのか（あるいはどのような社会関係にある人物か）といった権利関係を明らかにした [Lu 2001]。また、ルーはその後、別の民族キチュア (Kichuwa) についても調査を行い、ワオラニの人びとは敵対関係にある他民族と明確な境界を持っている一方で、集団内で資源を共有しているという意識をもっていなかったが [Lu 2001:434]、それに対して、キチュアの人びとは、ゆるやかではあるものの、先住民小集団ごとのテリトリー意識を持っていたという指摘をした [Lu 2006:2010]。

コモンズ論のなかでも、外部影響を受ける地域社会の変化を明らかにした研究もある。例えば、ペルーのコカマ (Cocama) では、日常的に利用している水産資源の換金性や希少性が高まったことで、それをめぐる利用者の限定化が集団内で進んだことを指摘するストックスの研究 [Stocks 1990]、そして、国家が資源の権利を強調するようになるなかで、資源をめぐる在来社会内の権利関係が変化してきているとする、クロンクletonとラーソンの研究がある [Cronkleton and Larson 2015]。

アッシャーは、アマゾニア先住民は同じ集団内においても、彼らが使う土地や資源の所有形態は、オープンアクセスと共有資源の曖昧な部分に位置するものであったと指摘する [Ascher 1995]。おそらくシピボの資源をめぐる権利関係もこれらと類似するものであったと考えられるが、前述したように、シピボの居住域では、コミュニティ主体の森林管理が導入されていることで、土地や資源、利用者の明確化が進み、そうした状況は大きく変化してきている可能性がある。

本稿で対象とするシピボに関するコモンズ研究としては、焼畑地とそこから得られる資源（主食作物や薪）に関する小集団内におけるルールが明らかとなっているのみである [Ohashi et al. 2011]。そのため本稿では、まずは土地や森林といった資源をめぐる在来的な権利関係を明らかにした上で、それがどのように変化したのかを調査に基づいて描写し、考察していく。

### I-3 「森林ガバナンス」という思想とペルーアマゾニアの森林

気候変動や生物多様性保全といった環境問題の解決を目指した、住民参加型・住民と外部者の協働型のプロジェクトは世界的に増加しており、多様なアクターが地域社会に関わるなかでの環境ガバナンスのあり方が盛んに議論されるようになってきている。具体的には、地元社会の意志決定を優先することを保障するための枠組みを検討した井上 [2009] の研究や、地域社会の試行錯誤を保障する仕組みを検討する「順応型ガバナンス (adaptive governance)」についての研究をまとめたレビューがある [Karpouzoglou 2016]。こうして、今の森林管理の議論においては、「多様なアクターが関わる森林ガバナンスの実現」が当たり前のように言われるようになった。しかしながら、梶本 [2010:164] は「中央政府や援助機関は自らの存在意義を高めたり、介入行為を可能にするような問題設定と解決策を用いる。聞こえのよいフレーズが、根本的な問題や地域に既存の人間関係を見えにくくしてしまうことに注意を払う必要がある」と警鐘を鳴らしている。

ペルーアマゾニア先住民と森林管理に関する先行研究としては、伐採企業との共同労働を目指して先住民共同体が木材伐採の協会を設立したものの、企業の乱伐を止められなかったヤネシャ (Yanesha) の事例があり、持続的な森林管理の達成を困難にした政策の問題点を指摘した研究がある [Stocks and Hartshorn 1992]。しかしながら、そもそもペルーアマゾニアの先住民自身が、これまで利用してこなかった「現金獲得のための木材」という資源を活用すること、とりわけ、木材を生産するために住民自身が伐採を行うと

ということが、地域住民にどのように受け入れられていったのかという長期的な変化については明らかにされていない。これまで森林と長い間その生態的秩序を壊すことなく生きてきたアマゾニア先住民 [Balée 2013] にとって、自らの手で森林から現金獲得のための木材資源を生産するという行為は、従来彼らが森で行ってきたこととはまったく別の営みであり、その導入は彼らの社会に大きな変化を与えているのではないだろうか。

本稿にとって重要な手がかりを与えてくれるのが、宮内 [2006] のいう「レディティマシー」の概念である。宮内はコモンズ論の議論の多くが「対象となる自然環境のエリア」や「対応する集落や人間集団」の境界が明確なケースを前提としていると指摘し、彼自身が調査を行ってきたソロモン諸島のマライタ島の事例では、外部の人間がその土地を利用することができること、そしてそもそも「クランの土地がどこからどこまでか、実ははっきりしない」ことを指摘し、そのために「土地をめぐるいざこざ、とくに商業伐採の許可を出した場合に、だれがその利益を得るのか、という問題が生じ、住民間の係争が頻発している」という [宮内 2006:12-13]。その上で宮内は、資源利用・管理をめぐる社会的ルールが人びとの間に承認された状態を、「レディティマシー」がある状態と呼び、どのようにそれが獲得されるのかという「レディティマシー」の形成プロセスを明らかにすることが重要であると説く [宮内 2006:18-20]。筆者は彼の議論に依拠し、シピボ社会において、だれが木材資源を利用できるか、利用する場合にどういったことが集団内で求められるのかという、「レディティマシー」が形成される過程を明らかにすることを試みる。そのためには、「森林をだれがどうできるかについて」、地域住民（であるところの先住民）による従来の森林との付き合い方も含めた、長期的な変容を明らかにする必要があると考える。

したがって本稿の目的は、明確なコモンズ（共有資源）を持っていなかったシピボの村に、コミュニティ主体の持続的な森林管理プロジェクトが外部から持ち込まれたことで、そこで新たなコモンズが形成されていく長期的な過程を明らかにすることである。具体的には、森林管理プロジェクトが持ち込まれる以前の森林利用とその権利関係について明らかにするとともに、森林管理プロジェクト導入後に、村の木材資源を利用できる者の範囲やその条件をめぐって、だれに「レディティマシー」が付与されるのかをみていく。

#### I-4 本稿の構成と調査地の概要

本稿の構成は以下の通りである。続く第 II 章では、本研究の舞台となるシピボの村について紹介し、彼らの在来的な生業と価値観について述べる。その上で第 III 章では、開村からプロジェクト開始前までの森林利用の様子を概観し、続く第 IV 章では、コミュニティ主体で行う木材生産活動が活発化するなかで、村で問題となっていく「だれが木材資源を利用できるか」という論理と、その根拠を明らかにしていく。第 V 章では、これらの過程で浮き彫りになっていく、コミュニティ主体の持続的な森林管理の問題点、そしてプロジェクトが定着しなかった理由を、地元住民であるシピボ側の目線から考え、第 VI 章で考察を加え、議論をまとめる<sup>4</sup>。

現地調査期間は 2008 年 10 月から 2015 年 4 月まで断続的に約 19 ヶ月、調査村への滞在は合計で約 11 ヶ月である。調査村の村人宅に宿泊しながら、参与観察を行い、筆者自身がシピボ語とスペイン語を用いて聞き取りを行った。なお、森林管理プロジェクト導入以前となる、村の過去のことについては、当時を知る村人 3 名を対象に聞き取りを行った。

住民を取り巻く外部動向を明らかにするために、プロジェクトの実施主体である「ペルーアマゾニア研究機構 (Instituto de Investigaciones de la Amazonía Peruana、以下、IIAP)」と国内 NGO の「総合的発展と研究のための組織 AIDER (Asociación para la Investigación y Desarrollo Integral、以下、単に NGO と呼ぶ)」、環境省 (Ministerio de Medioambiente) および、その下部組織である天然資源機構 (Instituto Nacional de Recursos

<sup>4</sup> アマゾニア先住民のコモンズ形成後の資源をめぐる長期的な社会変容については、マックグラシュらの研究があるが [McGrath et al. 2007]、木材資源に関する長期的な動態は明らかにされていない。

Naturales、以下、INRENA) のプカルパ支部、「ペルー熱帯地域の発展のための先住民機構 (Asociación Interétnica de Desarrollo de la Selva Peruana、以下、AIDSESP)」の本部と「そのウカヤリ支部 (Organización Regional Aidesep Ucayali、以下、ORAU)」でも聞き取りを行った。

村人のあいだで木材資源の利用をめぐる探りあいが始まるきっかけとなったのは、ウカヤリ川の上流の氾濫原に位置する、34 の先住民民族・メスティソのコミュニティを対象として実施された、持続的な森林管理を目指したプロジェクトである。約 3,700 万円の予算は国連開発計画 (United Nations Development Programme、以下、UNDP) の直接支援であり、具体的には木材伐採、木炭製造、加工飲料用の果物であるカムカム (*Myrciaria dubia*) の栽培といった活動がそれぞれのコミュニティに導入された。本稿の対象村であるドスデマジヨ先住民共同体 (Comunidad Nativa de “Dos de Mayo”、以下、ドスデマジヨ村と呼ぶ) では、2006 年にプロジェクト導入について住民の合意を得たとされ、実際に住民による木材伐採が開始されたのは 2008 年であり、その展開について筆者は断続的に調査をしてきた。なお、本稿に登場する人物の氏名をアルファベット表記としているが、本人の氏名とは関連がないことをここに記しておく。

また、この論文に直接関連するものとして、筆者はこれまでに二本の論考を発表している。ひとつは、森林利用にともなう現金収入の発生によって、それまで村のなかで実践されてきた「食の分かちあい」という慣習がどのように影響を受けたのかを探ったもの [大橋 2021]、もうひとつは、異なる民族のアシャニンカ (Asháninka) と民族間関係を描いた論考で、シピボがこうした伐採活動に参加するようになったことで、樹種や伐採に詳しい隣の民族アシャニンカとの交流・軋轢が増えたことを指摘したものである [大橋 2017]。本稿では、これらの論考で十分に扱えなかった、持続的森林管理プロジェクトを通して生じた、木材資源をめぐる権利関係の動態について扱うが、当然のことながらこれらの論考にすでに発表した内容を含んでいるため、その点については適宜言及するが、読者においてはできればそちらの論考も参照されたい。

## II 先住民共同体制度とシピボの資源利用

### II-1 先住民共同体制度

ペルーアマゾンでは 20 世紀後半まで、その土地に暮らす先住民に土地の権利は認められず、国家や企業による開発が進められてきたが、1968 年にベラスコによる軍事政権が誕生したことで状況は一変する。農地改革を進めたことで知られるベラスコ政権は、その土地政策の一貫として先住民の復権を掲げ、1974 年には「熱帯 (selva) 地域とその周辺における先住民共同体と農業発展のための法律 (Ley de Comunidades Nativas y Desarrollo Agrario de las Regiones de Selva y Ceja de Selva)」を政令として公布した [Villalobos Ruiz 2016]。これによって、先住民の居住域を「先住民共同体 (comunidades nativas)」として認定することで、彼らの居住域 (自然村) を中心に土地の占有的利用権利を与える政策を導入したのである。なお土地の申請については、先住民の復権として主に土地の権利の手続きをサポートする AIDSESP が管理主体となった<sup>5</sup>。

それまでのペルーの中央政府は、海岸沿いの砂漠 (樹木が自生しない荒地) は地下鉱脈という国家にとって膨大な利潤を見込める土地であるとする一方で、森林地帯 (selva) の地下資源の存在には気づいておらず (なお現在では、石油や鉱物といった地下資源の存在が確認されている)、森林地帯を経済的価値のない土地と見なし、重要視してこなかった。しかし実際には、1960 年代頃から、ブラジルからアマゾン川を遡ってきた国外資本の企業によって、上流部となるペルーでも乱伐は行われていた。つまり、政府が認識していなかっただけで、ペルーアマゾンでの無秩序な開発はすでに進んでいたのである。

先住民共同体制度が導入されたことにより、森林の所有権を得た先住民は、土地の境界内に入ってきた企業に対して伐採権料をめぐる直接に交渉することが法律上可能になった。その意味でこの制度は、先

<sup>5</sup> 本内容については、政府関係者へ繰り返し行った聞き取りに基づいて、書いている。

住民が森林から収入を得られるようにするための制度であるとも捉えられる。しかし結果的に数十年後、この制度は、広大なアマゾニアの森林で進む企業による無秩序な伐採を、わずかな収入と引き換えに、地元に住む先住民にコントロールさせることに、つまり森林管理を先住民に押し付ける結果になったのである。実際、国や自治体が違法伐採を取り締まるには膨大なコストが必要となるため、その実現は不可能に近い。また、先住民共同体制度が導入されたとはいえ、土地の所有権は国家に帰属したままであり、先住民民族はあくまでも土地の占有的利用権を付与されたに過ぎなかったのである。

## II-2 シピボ

本稿で対象とするシピボはウカヤリ川の氾濫原を居住域としており、この地域ではアシャニンカに次いで二番目に人口の多い(約3万人)先住民民族である [Bergman 1980; INEI 2017]。ウカヤリ川の下流からセテボ (Setebo)、シピボ、コニボ (Conibo) とそれぞれ類似するクラン別に地域ごとに三つに分かれて生活していたとされる [Eakin et al. 1986]。これら三つの民族は婚姻をきっかけとした交流があり、それぞれ主とする居住域を超える形での移動が多かったことから同化していった [Eakin et al. 1986]。とくにセテボは、シピボとコニボの権力争いに負けて吸収されたとしている [Eakin et al. 1986]。また、勢力が強かったシピボはウカヤリ川本流を占領し、それ以外の二つの民族が支流群に居住していったともされる [Valenzuela and Agustina 2005]。

シピボは、キリスト教と接触する以前には、拡大家族の2・3世帯で小さな集落を築き、焼畑を行っては4~5年で移動をくり返ししながら生活をしており [Hern 1977]、つまり定住はしていなかった。主な生業としてシピボは農耕や漁撈、狩猟採集を行っていた。また生活圏である川沿いの氾濫原は、都市部からの船舶によるアクセスが容易であることから、シピボはこの地域ではもっとも早い1960年代には市場経済に取り込まれたという [Hern 1992]。交換を経済の基盤とし、親族間を中心とした食物分配を行うほか [Behrens 1986; Behrens 1992]、シピボ以外の民族であっても知り合いであれば「食べにおいで」と声をかける日常的に食事招待をする慣習がある [Ohashi 2015]。以前は、人びとのあいだの権力関係は基本的には平等であり、治療や呪術に加えて精霊とコンタクトの取れるシャーマンだけが、逆らえない存在として恐れられていた。それが、先住民共同体として認定された集落には行政村の役員である村長 (jefe de la comunidad)、助役 (teniente)、行政係 (agente municipal) の選定が義務づけられるようになった。

本稿で取り上げるペルーアマゾニアのシピボの居住域において、土地に明確な境界が設定されるようになったのは1974年以降と、ここ数十年のことである。さらに、村の境界の存在が人びとに強く認識されてきたのは、コミュニティ主体での持続的な森林管理が導入されてからである。

## II-3 研究対象地：ドスデマジヨ村

調査対象はウカヤリ (Ucayali) 県の先住民共同体ドスデマジヨ村である。この村は1977年にひとりの男性によって開拓された [大橋 2021:78]。その後開拓者は亡くなるが、彼から指名された村人が1983年に申請をして、翌1984年に先住民共同体として認定されている (約1,758ha) [大橋 2021:78]。1996年に

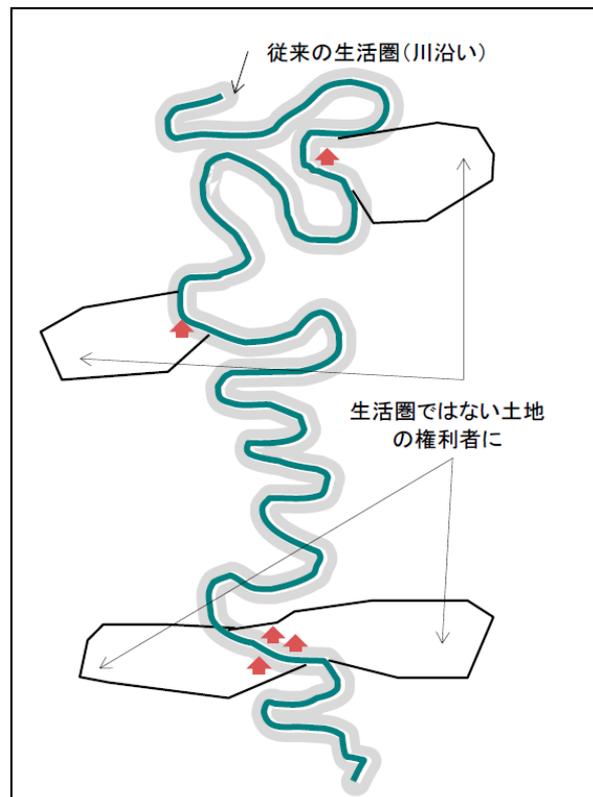


図1 先住民共同体認定後の変化に関するイメージ [出所 筆者作成]

は追加的な申請を行い、合計で約 2,398ha の土地の利用権を得た [大橋 2021:78]。

こうしたプロセスを経て、ウカヤリ川本流と支流周辺である氾濫原を生活圏としていたシピボは、これまで全く利用していなかった土地と森林の権利者となったのである (図 1)。土地の申請は ORAU の事務所で行われ、スタッフが現場で実際の土地境界を確認することなく、それは机上で設定されるため、実際の土地および森林境界がどこにあるのかをドスデマジョ村の村人が知るのには、後述する持続的森林プロジェクトが導入されてからになる。

ドスデマジョ村から市場のあるプカルパ (Pucallpa) 市までは乗り合い船と丸木舟に乗船したのち徒歩で丸 1 日かかる。人口は 100 人前後で推移している (2009~2013 年)。村人は、氾濫原でバナナ (*Musa spp.*) を、高地でキャッサバ (*Manihot esculenta*) を栽培しながら、漁撈、狩猟採集をしている [大橋 2013]。日常的な漁撈やバナナの収穫といった経済活動は、住居内の構成員で行う。ただし、1980 年代以降には、伐採業者による過剰な狩猟によりブッシュミートは獲得自体が困難に、そして、魚は、商業漁業船の操業の影響を受けて、獲得に多くの時間がかかるようになっている [Ohashi 2015]。また購入品であるパスタやコメも消費する。

現金収入も欠かすことができなくなっている。本稿で取り上げる木材生産に取り組む以前からの、主要な収入源に、トウモロコシ (*Zea mays*) 生産がある。村内で、それぞれの村人が焼畑を開き、乾季の間に栽培・収穫をする。トウモロコシは一回の収穫で、80 ソレス (2,400 円) から 1200 ソレス (39,600 円) になるなど、個人によって収益は異なる<sup>6</sup>。多少安値になっても村内や近隣集落で販売する者もいれば、自分で市場まで乗合船で運び出す者もいる。その他、近隣集落での除草作業といった出稼ぎもある。出稼ぎは終日労働をして、朝食昼食付きで 10 ソレス (330 円) 支払われるのが相場である。村人は現金が必要になると、日帰りだったり 1 週間だったり出稼ぎに出る。このほか、個別で不定期に売店を営む人物が複数いる。

パスタやコメ以外に、塩や油といった食材に加えて、衣類、山刀、釣り針を現金で購入する。2011 年当時は、プカルパ市の市場ではパスタやコメは 3 ソレス (99 円) から販売されていたが、それらも村内では 5 ソレス (165 円) で販売される。生活に欠かせない山刀は 10 ソレス (330 円) である。衣類は、1 ソル (33 円) などの中古品を村人は購入することがあるが、お出かけ着などのジーパンなどは最低でも 15 ソレス (495 円) はする。これは、出稼ぎで終日労働して得る賃金とほぼ同額である。

主食として重要なバナナも収入源になる。近隣村の仲買人がバナナを買い付けに来た際に販売するほか、都市部に出る際には、焼畑に実っているバナナを収穫し、それを持って乗合船でプカルパ市に移動すると、船着場で仲買人が購入してくれる (例: フォーンバナナ 2 房で、15 から 20 ソレス [450 から 600 円]、2011 年時点)。このほか、伐採契約をした企業から支払われる伐採権の販売収益が村内で分配されることがある<sup>7</sup>。そして多くの村人は、「まとまった現金が得られたら、ヤシの葉で葺いている家の屋根をトタンにしたい」と話していた (2013 年時点)。

村に電気と水道はなく、村内放送の機器のほか、井戸がひとつ、小学校がひとつある。前述の個人経営の売店のほか、村経営の売店もあった (2009 年まで)。各日曜日には集会が実施され、村人全員が参加をすることになっており、男性を中心としてではあるが、多くの人が発言する。それ以外にも目的別にスポーツ集会や母の会など、異なる集会が毎日のように開かれている。

ドスデマジョ村の敷地内には、16 世帯のシピボの集落に加えて、そこから離れた山間部に他民族のアシヤニンカである M の世帯が暮らしている (図 2: アシヤニンカ M の住居)。村の南側には、アシヤニンカ

<sup>6</sup> 2009 年の時点で 1 ソル=約 33 円、2011 年の時点で約 30 円となっていた。本稿では一律 1 ソル=33 円としている。

<sup>7</sup> 伐採権料の分配金額は、一回につき 20 ソレスであったり 250 ソレスであったりとまちまちである。現金が手に入ると、村人は村内の売店に行き、酒やお菓子などの嗜好品を買う。金額が多ければ都市部に出て、日用品を購入してくる。なお、森林から得られる利益は主にふたつある。ひとつは伐採権料の販売利益であり、もうひとつは本稿で取り上げる住民による伐採である。他にも、樹木の種子や仕留めた動物の毛皮や骨を民芸品の材料として販売することがある。なお、現金収入の詳細については、商業伐採企業からの利益分配を含めて、別稿で論じたい。

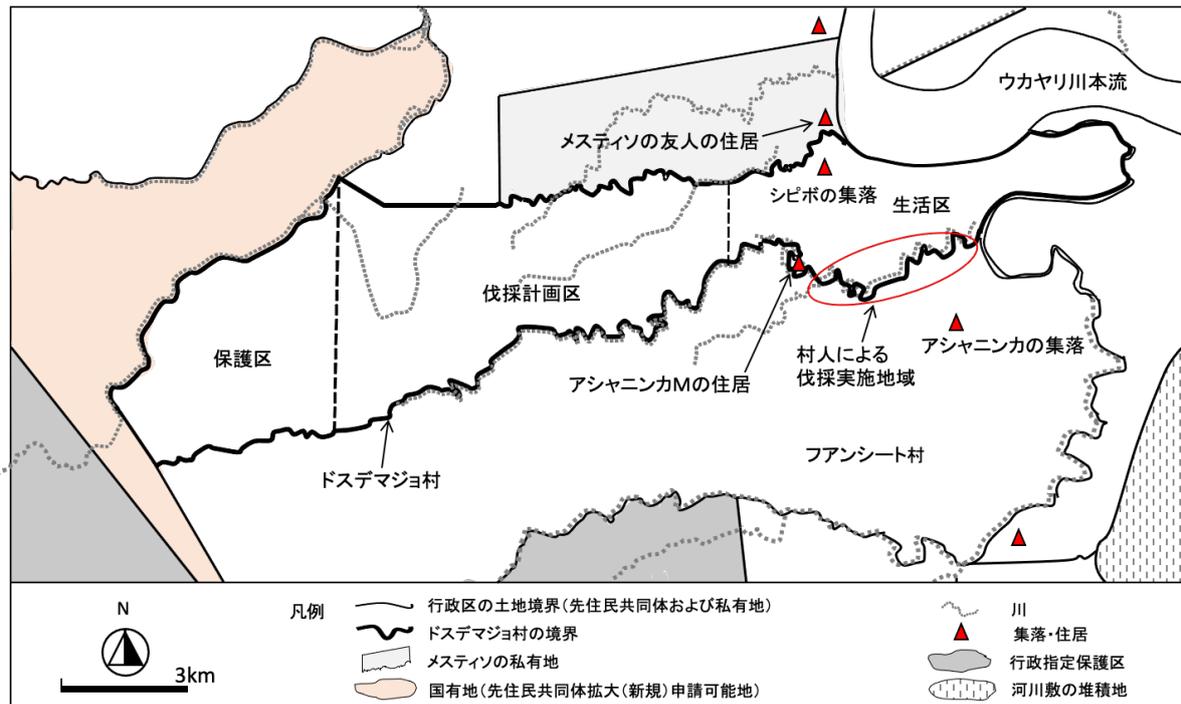


図2 ドステマジョ村とプロジェクトによるゾーニング  
 [出所 IIAP 作成の伐採計画書をもとに筆者作成]

の集落を中心とする先住民共同体フアンシート (Juancito) がある。また、ウカヤリ川下流 (北側) には 1980 年代から居住するメスティソの家族が 1 世帯住んでいる (図 2: メスティソの友人の住居)。

シピボは主に氾濫原、アシャニンカは溪流の上流域に多く居住しており、この村はシピボとアシャニンカが隣接している地域という特徴がある。村人は、アシャニンカと比較して、自らのことを「河の人」(*Noa riki fune funi*) という<sup>8</sup>。シピボは氾濫原を中心に漁撈や農耕をしており、焼畑地の除草や植え付けなどの作業には、焼畑地の主が村人全員に誘いがけをして共同労働を主催する。共同労働は主催者が用意した大量のキャッサバの口かみ酒を飲みながら行われ、食事も提供される [Ohashi 2023]。共同労働は義務ではないが、参加できなかった者はその理由を主催者に伝えて関係を良好に保つことに努める。労働が終わった後も、キャッサバの口かみ酒が飲み干されるまでは、時に数日に及んで宴が続く<sup>9</sup>。一方で、集落内の運動場の除草といった義務的な共同作業も存在する。これらの共同活動には村内に居住するアシャニンカ M に加えて、隣村に居住する友人や村人の親族、それに一時的に村に滞在している人も参加することが通例である。

村に居る人びとの流動性は高く、近隣集落に住む住民が頻繁に訪れるだけでなく、村人も他村とのあいだをよく行き来しており、時には数ヶ月にわたって村を不在にすることもめずらしくない。また、シピボは氾濫原を生活拠点としているが、川から離れた高みにある森林にも焼畑を拓く。ただし、そうした森林には精霊がいるとされ、家族と同じ姿をして現れて森の奥に連れて行かれてしまうと考えられており、子どもたちだけで森の奥地に行くことは望ましくないとされる。そうした意味で、人と精霊とのあいだに緩やかな土地境界が存在していることになる。

<sup>8</sup> 直訳すると「我々は水の人」という意味になる。また、話者が女性 (だけ) であれば「*Noa riko fune ainobobu*」となる。

<sup>9</sup> 口かみ酒は誕生日会や村立記念日などの祭りでは欠かすことのできない飲み物である。濁酒であり、「労働時にこれを飲めばお腹が空かない」とも、村人はいう。この口かみ酒がある際、たとえ、知らない相手でも近くに寄ってくれば、飲むのに招待することがある [大橋 2023]。

## II-4 資源や所有をめぐるシピボの諸概念

シピボ語で所有に近い概念を表す言葉は *jaya* である<sup>10</sup>。これは資源や物を「持つ」状態を指す。こうして、資源や物を多く「持つ」状態は自分が「豊か」であることを示し、それを「持たざる (*jayaoma*)」者に物を分けることが望ましいとされた。シピボ語で所有者を指す言葉は *ibo* である。自然資源をめぐるっては、これは近代法でいう独占的な権利が主張できる所有者というよりも、先にその場／物を使用し始めた者という意味を含む。日本語では、「あるじ (主)」という訳がもっとも近い。焼畑地は拓いた人が「あるじ」として明確に認識され、収穫を放棄した後の二次林も人びとが覚えている範囲で元の「あるじ」の「働きかけ」を重視した優先的な利用が認められる。「あるじ」が離村することがあれば、その親族が利用権を引き継ぎ、親族外の人物でも許可を得て焼畑を拓くことができる。また、焼畑地の「あるじ」が村に不在の時に実ったバナナであれば腐らせてしまわないようにだれもが無断で収穫できるなど、所有者が明確な資源であっても、当人が利用できない状況であれば、その利用が不特定多数に開かれているものもある [Ohashi et al. 2011]。

日常的には、「私の畑にバナナがたくさんあるから一緒に取りに行こう」などと、豊富にある資源を理由に誘いかけているのをよく見かける。このような声かけは他の集落からやってきた親族・友人など、すでに特別な関係を築いた人だけが対象となるわけではなく、初対面の人同士のあいだでも意気投合すれば行われる。そうして自分が「植えた (*bana*)」ものに限らず、「自生 (*jabi shoshoha*)」している建材や木の実が豊富にある場所を「知る (*onna*)」者は、それを単独で利用するだけではなく、友人・家族と共に利用する、あるいは、自分が必要でなくても、それを必要としている人物がいれば、「分かちあい (*aquiquin*)」として、共に出向いて収集・採集する。*aquiquin* はまた、「助けあい」を意味することもあり、資源利用のみならず、日常的にシピボ社会で重視される概念である [Ohashi et al. 2011]。

知識についても同様に、「知る」者は「知らない (*onnayama*)」者にそれを「教える (*ashoe*)」ことが望ましいとされる。こうして、物や資源を「持つ」者と「持たざる」者、もしくは知識や特定の資源が存在する場所を「知る」者と「知らない」者とのあいだで、「分かちあい」を意味する *aquiquin* が重視されるのである。

## III 森林資源をめぐる変化

### III-1 先住民共同体認定以前の森林資源利用と権利関係：出稼ぎ集団との共同利用

先住民共同体として認定される以前、村人はだれと、どのように、森林を利用していたのだろうか。森林から利益を受けていた人はだれなのだろうか。

森林資源の主な利用は建材、丸木舟、オール、調理道具、そして薪であった。企業や出稼ぎ集団が欲しがる巨木を切り倒すことはなく、朽ちたマメ科の樹木 (*Manilkara bibentata*) を見つければ、建材として芯の部分だけを斧と山刀を使って切り出し、丸木舟の材となるスパニッシュシーダー (*Cedrela fissilis*) を森で見つければ、斧を使って切り倒したという [大橋 2017:265; 大橋 2021:78]。伐り出す場合、目ぼしい樹木を見つけたときには、その周辺の除草をすることで、数日以内にそれを伐出する意思があることを示す。また、森を歩いていて、そうした他者による「働きかけ」がしている樹木には手をつけることはなかったという。このように、先住民共同体に認定される以前であれば、土地や森林という資源は、前述した焼畑地の権利関係と同様に、資源への「働きかけ」を重視した「優先的な利用権」がローカルな権利として存在

<sup>10</sup> シピボ語の表記は、各研究者による揺らぎがあるが、本稿では Ruth [1993] の『シピボ語・スペイン語辞典』に準じている。なお、この「II-4 資源や所有をめぐるシピボの諸概念」については、Ohashi et al. [2011] ですでに書いていることと重複する部分もある。Ohashi et al. [2011] では、バナナの分配の実態を明らかにしており、シピボ社会における基本概念である「ケチ」や「怠け者」についての詳細も記述している。

したくらいで、基本的にだれもが自由に利用できたのである<sup>11</sup>。外部とのつながりについても、先住民共同体としての認定以前から、都市部やアンデス高地からの木材伐採で収益を得ようと、出稼ぎとしてやってくる少人数の集団（*madereros*、以下、出稼ぎ集団と呼ぶ）が、チェーンソーを持って集落の近くに来ては、海外輸出用の高級家具や床材であるオオバマホガニー（*Swietenia macrophylla*）やヒマラヤスギ属セドロ（*Cedrela odorata*）といった熱帯雨林の樹冠構成樹種で、優良大径木の生育場所を尋ねてきたという [大橋 2017:265; 大橋 2021:78]。住民は、出稼ぎ集団のキャンプサイトに共に滞在をして、近くに来た動物を仕留めて共食したり、あるいは、伐採を手伝う代わりに彼らから砂糖やパンをもらうなどして交流していたという<sup>12</sup> [大橋 2017:265; 大橋 2021:78-79]。

### III-2 先住民共同体認定以降の森林資源利用と権利関係：企業への伐採権料の販売

先住民共同体に認定された後の一番の変化は、それまで自由に操業をしていた木材伐採企業に対し、村として伐採権料を請求することが可能となったことである。しかしながら、ドスデマジヨ村では1984年の登録から2000年まで、村長となったGがこの権利を独占し、企業を呼び込んで伐採権料を請求していたが、その現金が分配されることはなかったという<sup>13</sup> [大橋 2021:82]。村長Gが利益を独占していることに対して、他の村人は「先住民共同体の認定書は彼が『持って』いたから」と話し [大橋 2021:80]、食物分配と同様、所有者である「あるじ」が、その資源（ここでは現金）を分けるという判断をしない限り、他の者には為す術はなかったということになる。他の村人は先住民共同体になる以前と同様に、現金の必要性が生じたり気が向いたときに、集落近くに来た出稼ぎ集団を訪問して労働を手伝うことで、日用品をもらったり現金を得たりしていたという。なお、Gも他の村人も、この時期にはそもそもドスデマジヨ村の正確な土地境界がどこなのかを認識していなかった。

その後、2001年に都市近郊の村から移住してきたBの働きかけによって村長Gは失脚する。Bが村長になり、2005年以降は、商業伐採企業の受け入れについては事前に村全体の集会で話し合われるようになった。村長がBになってからは、企業から得た伐採権料を使って村内放送のための拡声機や売店の設置、それから村のイベント時に食用とするための牛が購入され、そうして「村のもの」、すなわち共有財産が購入されるようになったのである [大橋 2021:82]。また、余った伐採権料は夫婦1組を単位として、均等に分配されるようになったともいう。この頃、自分たちで伐採活動をするを目的に、村の共有財産としてチェーンソーも購入しているが、村人だけで伐採を試みたのは1回だけであり、その時は伐採方法を「知らなかった」ためにチェーンソーは故障してしまい、壊れたチェーンソーは現金欲しさに村人のひとりが村外に持ち出して販売してしまったという [大橋 2021:82]。

2006年には、出稼ぎ集団が無断で伐採をしているのを見つけて、みなで取り締まりに行ったというが、その時は、出稼ぎ集団に購入品の酒を飲むよう招待され、村人はそのまま酔っ払い、彼らに伐採を許したことがあるという。このように、出稼ぎ集団の無断伐採を問題視する空気が生まれてきてはいたものの、それは食事招待というシビボ社会で重視される慣習的な行為によって解消されてしまうものであったのである<sup>14</sup>。

こうして、建材や丸木舟といった生活必需品として木材資源を利用する以外に、村人は企業や出稼ぎ集

<sup>11</sup> こうした資源へ最初に「働きかけ」をした人物の利用を優先させることを、田中 [2006] はソロモン諸島の例から「優先的利用権」と呼んでいる。

<sup>12</sup> 当時、現金の必要性としては、山刀や衣類、調味料となる塩のほか、人によっては狩猟銃の弾丸の購入があった。

<sup>13</sup> 村長Gは、これらの収益で自分の子どもたちを大学に通わせて卒業させている。なお、大橋 [2021:79-82] では、村長Gによる伐採権販売による収益の独占と他の村人の対応、そして村長Gの失脚の経緯と村長Bの対応についてより詳しく書いている。可能であれば、そちらも参照されたい。

<sup>14</sup> アマゾニアの先住民以外でも、出稼ぎ集団として伐採を目的に先住民集落を訪問する者は、先住民社会で尊重される慣習（ここでは食事や飲み物への招待）を行うことが多い。なお、村の木材を目当てにやってくる外部者が、伐採活動を円滑に進めるために、意図的に先住民の慣習（ここでは酒を飲むのに招待）を実践し、先住民を接待している事例は実際にある。その詳細は別稿で論じることとしたい。

団を相手に販売した伐採権の収益を受け取るようになり、木材資源から（生じる）現金を得るようになっていったのである。

## IV コミュニティ主体の持続的な森林管理プロジェクトの導入

### IV-1 プロジェクトの主旨

2006年、IIAPによってドスデマジヨ村に、先住民共同体を単位とした「コミュニティ主体の持続的な氾濫原森林管理プロジェクト」(Modelo de gestión comunal sostenible de bosques inundables en la Amazonía Peruana; 以下、プロジェクトと呼ぶ)が持ち込まれた[大橋 2017:226-22; 大橋 2021:82-83]。このプロジェクトで言われる持続的な森林管理とは、実際のところは、コミュニティ主体による伐採を実現するというものであった。住民が持続的とされる伐採方法である輪伐・択伐を習得し、将来にわたって木材を切り続けるという、つまりは、林業という新たな現金収入の機会を得ることが目指されていた。

すでにこの仕事に40年の経験をもつメスティソの男性(50歳代)である森林経営エンジニア(Ingeniero forestal、以下、エンジニアと呼ぶ)と農業技術専門学校を卒業した技術者(técnico agrícola、以下、技術者と呼ぶ)であるシピボ(20歳代)の2名が、月に一度、7日から10日程度、ドスデマジヨ村に派遣されて村内に滞在した。

現場にやってくるエンジニアは、村人を集めて毎月行われる集会において、「森は君たちのものだ。企業や出稼ぎ集団に伐採権を売るのは、彼らが儲かる一方で、君たちにお金は(ほとんど)落ちてこない。自分たちで伐って売った方が金になる」と、再三にわたり説明していた。

また伐採活動以外にも、企業や出稼ぎ集団が行う違法伐採を取り締まるために、2、3日間に渡って森林内をパトロールする活動が指導された[大橋 2021:82-83]。本プロジェクトの導入の背景には、ペルーの環境省が、企業や出稼ぎ集団による違法伐採によってペルー国内の森林減少が進んでいることを問題視していたことがある。エンジニアの言葉からも、企業や出稼ぎ集団による乱伐を阻止させるために、森林の権利者である先住民自身に伐採を担わせ、森林減少・劣化を食い止めるために企業や出稼ぎ集団とは契約を結ばないようにさせるという意図が見て取れる。

こうしてドスデマジヨ村の住人を対象に、プロジェクトが導入されることとなった。前出したように、エンジニアが村人に対して、「森林は君たちのもの」「企業や出稼ぎ集団が君たちの森林から利益を得るのはおかしい」といったことを、集会の場や日常会話で繰り返し話したことで、村人のあいだで「居住者＝木材資源の占有的利用者」という認識が植え付けられていくことになる。さらにエンジニアは、「先住民が貧困である。だから、現金を得るために木材を伐採するのだ」ということもまた、筆者に話していた。

### IV-2 プロジェクトの内容と活動

最初は、3泊4日に渡って、地図上に引かれた土地境界を、GPSを使って現場で落とし込む作業が行われた。そうした村の境界内の土地には、これまで人びとが日常生活では利用する機会が全くなかった、川から離れた土地多くが含まれており、この作業を経て、村人はドスデマジヨ村の法的な土地境界がどこにあるのかを「知る」ことになった。その後、森林内をくまなく歩き、木材樹種となる樹木の位置を地図上にプロットする作業も行われた。参加した村人には、10ソレス(330円)が、謝金として支払われた。

プロジェクトでは、環境省に属するINRENAが定めた持続的な技法のベースとなる、伐採計画図(地図)が作成された。これはすなわち、将来的に伐採が継続して行える手法、つまりは持続的な森林利用のひとつとされていた。地図上の村内の土地を保護区、伐採計画区、生活区の三つに分けたうえで、地図上の伐採計画区内を、定規で直線を引きながら23区画に分けた(図2:伐採計画区)。こうして、毎年1区

画内のなかで伐採をし、23年で全体を一巡する輪伐が計画された<sup>15</sup>。所定の伐採量や胸高直径60cm以下の樹木を伐採の対象外とする択伐が採用され、1区画のなかで伐採する樹種は事前にエンジニアによって明確に定められた。プロジェクトでは、保護区に加えて生活区での伐採も禁止された。生活区では、住民が生業として行う焼畑などの、日常的な利用が認められたが、反面、その焼畑によって森林減少が進んでいるとエンジニアが見なしたため、生活区での伐採が禁止された。また生活区には過去に企業が重機を用いて大規模に伐採していた場所が含まれていたことも、伐採が禁止された理由となった。

伐採活動が実質的に行われたのは2008年から2010年である。そのためにチェーンソーや木材運搬機、製材機が村に支給された。エンジニアと技術者は、村人にチェーンソーを用いた伐採や木材運搬のための作業道作り、製材の仕方の指導をした。

この伐採活動では参加希望者の全員が共同で労働するように指導された<sup>16</sup>。そこでの作業は、いくつかの категорияが設けられ異なる賃金が設定された。例えば、伐採に際しては、チェーンソー担当(1名)には一日当たり30ソレス(990円)、その他の参加者全員は運搬係として一日10から15ソレス(330から495円)支払われることになっていた。それに加えて、監修役が1名決められた。監修役は当時の村長であったBが選ばれた。彼は、住民の労働日数を記録し、運搬係の実際の労働に応じてその時々で10から15ソレスの間で支払額を決定した。Bは毎月プロジェクトオフィスを訪ねて、参加住民への給与を受け取り、村に戻ってから配当していた。Bは月当たり250ソレス(8,250円)、プカルパ市のプロジェクトオフィスを訪ねた月は450ソレス(14,850円)を受け取っていた。

伐採された木は、エンジニアがプカルパ市へ戻る際、乗合船に積み込まれ、プロジェクトが指定した、プカルパ市に所在する業者へ持ち込まれた。村人もエンジニアと一緒に乗合船に乗り込み、業者まで運搬を手伝うことがあったが、その場で現金を受け取ることはなく、売上金額も知らされていなかった。プロジェクトに参加した者には毎月パスタやコメ、塩などが支給された。こうした食料代に加えてチェーンソーに必要なガソリンをエンジニアが市場で購入し、村に持ち込んだ。これらの経費を村の木材の売り上げから差し引いたうえで、労働者への給料が支払われた。こうして、村人が伐採を継続して行う、すなわち林業を、村人が新たな生業の一部とすることがプロジェクトでは目指されており、毎月一定以上の木材生産を行うことが、エンジニアと技術者によって住民に指導されたのである。

なお、IIAP内部の問題により、2010年12月にプロジェクトは終了したが、その後、2011年1月からは国内のNGO(AIDER)が運営母体となり、コミュニティ主体の木材伐採という同様の目的を掲げて、新たなプロジェクトとして稼働している(以下、新プロジェクトと呼ぶ)<sup>17</sup>。旧プロジェクトと同一人物のエンジニアが雇われて、引き続き来村していた。新プロジェクトになり、変更された点もいくつかある。たとえば、参加者全員が共同で伐採をするのではなく、それぞれの村人が各自で伐採するようになった。また、それを市場に持ち込んで販売まですることになった。他にも、以前のプロジェクトでは、村人に提供する食料やガソリンなどが無償で支給され、そして、作業内容に応じて差別化された給与が支払われていたが、新プロジェクトでは、パスタやコメ、塩といった食料に加えて、ガソリンなどを村人に貸し出し、村人自身が木材を売った利益で現物を購入して、プロジェクトへ返済することになった。

### IV-3 プロジェクトへの不満発生

2008年12月の時点では、プロジェクトに参加した村人らは熱帯雨林の樹冠構成種であり海外輸出されて高級床材となる、トンカビーンズ(*Dipteryx micrantha*)などの伐採を行っていた。当初村人は、プロジ

<sup>15</sup> 伐採計画図の作成とそれをもとにして進められる伐採方法についての詳細説明は紙幅の都合上割愛する。近藤[2018]が示したパナマの例と類似しているため、そちらを参照されたい。

<sup>16</sup> 本プロジェクトの内容については、大橋[2017:266-267]、および、大橋[2021:82-83]にも概要を記載している。

<sup>17</sup> プロジェクトが終了した理由については、プロジェクト責任者が、住民が伐採して販売した木材の利益を着服していたことが原因とされる。旧プロジェクトでは生産した木材を指定業者へ卸していたが、新プロジェクトでは販売は各自が行うようになり、大きく変わっている。こうした変更により、前プロジェクトの責任者による着服の問題に加えて、支払いをめぐる住民側の不満も影響した可能性は大いに考えられる。

ェクトへの参加を、伐採の技術を身につけられるという点で好意的に受け止めていた。他にも、違法伐採がされていないか、森林内を巡回する森林パトロールも実施された。こうして取り締まりが強化されたこともあり、2009年11月には、出稼ぎ集団による無断伐採だけでなく、近隣村の人物が自家消費用に建材を断りなく伐採していることがひとりの村人に知れると、村の男性全員で取り締まりに行っている。こうして、現金化されることのない建材をも、村外者が利用することを規制しようという動きが出てくる。この時、実際に伐採の現場を取り押さえることはできなかったが、この時期にはIIAPの指導を受け入れるままに村人は行動していた。また、従来ならば受け入れていたような出稼ぎ集団からの契約の申し出も、村人は断わっていた。

プロジェクトの伐採に参加した日、村人は伐採計画区に行き、トンカビーンズなどをチェーンソー担当者が伐採し、さらにそれを販売用の高さ約1m、幅約30cm、厚さ約15cmのブロックにした後、運搬係が一箇所にまとめた。村内では、製材機を使って板状にし、これまで開放的であった住居に壁を設置したり、テーブルや椅子が作られた<sup>18</sup>。販売用のものは乗合船の入り口まで運ばれ、毎月エンジニアが市場へ持っていった。伐採をする日、参加した村人らは朝から森に入り、夕方には疲れて帰ってきていた。プロジェクトではパスタやコメが支給されたが、村人はバナナと魚を好んで食べるため、焼畑や漁労といった生業を行うことを理由にプロジェクトには参加しない日もあった。また、チェーンソーを担当する人物がいつも同じであったため、チェーンソーと運搬係のあいだに収入格差が生じていることを不満に思う村人も出てきた [大橋 2021:86-88]。2009年に入ると支払い金額の少なさとその遅さについて、村人は口にするようになり、木材運搬機から落ちて怪我をした村人が「そもそも、一日中働いて10ソレスだ。自分たちの木を伐っているのに、まったくお金が入ってこないのはおかしい」と、見舞いに来る村人に言うようになった [大橋 2021:85]。また、村の集会で、村長Bは「13,000ソレス分になる木を伐っていて、毎月20,000ソレス以上の利益があるはずなのに、11,000ソレスしか支払われていない。(プロジェクトとは別に)自分たちでこの木を伐っていたら、今頃はもっと進んだもの(都市のレストランで提供されるような食事)を食べていたはずだ」と数字を黒板に書きながら、声を張り上げて説明した [大橋 2021:85]。こうして、プロジェクトに対する不信感が一気に高まった<sup>19</sup>。

#### IV-4 慣習的な資源の共同利用としての木材伐採をした者の取り締まり

こうしてプロジェクトへの不満が高まっていた同年の7月に、「プロジェクトで伐っているトンカビーンズといった海外輸出用の木材よりも、国内市場向けのボレイナ (*Guazuma crinita*)などを自分たちで伐採して、プカルパ市に持ち込んで販売した方が金になる」という情報を、村人Eが隣村に居住する娘の夫から聞いてきた。ボレイナはトンカビーンズに比べると建材としての耐久性は劣るが、胸高直径30cmほどであることから、チェーンソーがなくても斧で伐ることができる。また浮遊力があるので、トンカビーンズのように乗合船で運ぶ必要はなく、船外機付きのボートで丸太を牽引しながら、自分たちで市場まで持ち込めるのである。村人Eは2009年11月から12月にかけて、プロジェクトとは無関係に、そしてプロジェクトでは伐採が禁止されている生活区でボレイナなどを伐り始めた。そこはプロジェクトで指示された伐採計画区とは異なり、集落から徒歩1時間と近く、さらには集落からは水路を伝って行くことができる場所であった。それはつまり、伐採後の丸太をボートで牽引しながら搬送するのに便利な場所であったのである。村人Eは、他村に居住する息子と娘婿、それに村内に居住するアシャニンカの友人Mを誘って一緒に伐採をし、それを市場に持ち込みは販売した。旧プロジェクトの運搬係への支払いが1日働いて15ソレス(495円)であるのに対して、この時Eは1,400ソレス(46,200円)の収益を上げた。Eは、

<sup>18</sup> 製材された木材を生活に取り込んでいく様子については、大橋 [2021:86-88] を参照されたい。

<sup>19</sup> Bは監修役として毎月最低でも250ソレスを受け取っていたことから、他の村人から彼への不満が出ていた。しかしここで記したように、集会で彼の巧みな話術により、村人のプロジェクトへの不満が一気に高まったことで、村長Bが受ける報酬の多さに対する不満はなかったようなものとなった。この詳細については、大橋 [2021:85] を参照されたい。

手伝った人びとに一日当たり、15 ソレスを支払ったうえで、腕時計と中古の船外機、住居の壁面に用いるために製材されたボレイナ（自分たちで伐採した物）、そして、村内で販売するためのパンと酒を持ちかえってきた<sup>20</sup>。

2009年12月から2010年1月にかけて、Eは再び伐採を計画し、今度は村内に住む甥も加えて男性5名で伐採を実施した。この頃から、他の村人は、Eに直接は言わなかったが、親族や友人であるとはいえ村外者とともに村内で伐採していることに対して不平を言うようになっていた。

2010年8月8日に開かれた集会では、このEの行動を問題視して発言した者がいた。その集会で問題とされたのは、ドスデマジヨ村の木材から村外者が利益を得ることであった。Eは、「一緒に伐採をしたのは、この村に住んでいないとはいえ、自分の家族である」と発言し、そうした家族と一緒に働けないことに納得していなかった。だが最終的に、「ドスデマジヨ村の土地境界内で伐採をできるのは、村人に限る」と村長Bがその場をまとめると、Eは黙ってその言葉を受け止めた。

Eは村では年配であり、これまでも親族やメスティソの友人を村に呼んでは、プカルパ市に持ち込んで販売するためのクズウコン科の葉（*Calathea lutea*、蒸し料理に使用）を一緒に集めるといったことをしていた。森林資源に限らず、シビボは目ぼしい自然資源があると、自分が好む相手と呼び寄せて一緒に採集し利用する慣習的共同資源利用を行ってきた。この際、共同で資源を利用する相手は、村内に住む者に限られてきたわけではない。こうしたEの行動は、現金に直結する木材資源を他の資源と区別することなく、自分が共に働きたい人物（村外者）と呼び寄せて行った慣習的共同資源利用であったと理解できる。しかしながら、現金化することを目的とした木材資源においては、村外者との共同労働が禁止されることになったのである。

Eが村外者と呼んで1回目の木材伐採をした時から、木材資源をめぐる利用者の範囲について集会の場で多くの議論が交わされるようになっていた。前述したように自家消費用の建材でさえも、それを村に無断で採集している近隣村の住民がいれば取り締まりに行くという事態も生じていた。こうして、村外者を木材資源の利用から排除する方向で、村のなかでは話が進んできていた。そのため筆者は、間もなくEが行っている行為は表立った問題となるだろうと予測はしていた。しかしながら、当初はどの村人も、それを問題として話している様子はなかった。彼が2回目の伐採を行った頃から、そうした不満を言う者が出始め、最終的に集会でそれが問題とされたのは、Eが個人的な伐採を始めてから1年以上経った後であった。「居住者＝木材資源の占有的利用者」とする考えが、エンジニアによって繰り返し述べられていたのはすでに説明したとおりである。それでも、Eが村外者と呼び込みながら個人的に伐採を始め、最終的にそれが村の集会の場で禁止されるまでに時間がかかっている事実からは、そうした考えが村人に即座に受け入れられたわけではない様子がうかがえる。

だが、「居住者＝木材資源の占有的利用者」という考えが繰り返し強調され、そして、他の村人もプロジェクトを通して木材伐採という現金活動へ従事するようになるなかでは、これまで共に植物を収集したり動物を仕留めたり、食事を共にしてきた親族であっても、村に住まないならば、村の木材資源にアクセスすべきではないという認識が、村内で強められていくことになったのである。

この出来事の後、2011年2月に、村人Jが、他村に住む親族（妻の伯父）とドスデマジヨ村内での伐採を企てる。Jは、現金獲得のために伐採する場所を探していた親族に、ドスデマジヨ村にはまだ換金用の樹種がたくさんあると伝えたことで話がついたという。伐採を始める前、Jは、Eをめぐる一連の出来事が村で問題化されたことを踏まえて、村外者である伯父から受け取った100ソレス（3,300円）をみなの前で村長に手渡した。この時は、数日後に村長を含めた三人の村人が、当時契約をしていた伐採企業から伐採権料の受け取るためにプカルパ市に行くことが予定されていたため、Jは「プカルパで何かを食べら

<sup>20</sup> Eが購入してきた酒であるが、この一部を販売して収益になったものの、その酒を飲みに来た他の村人に勧められるがままにEも一緒に飲み始め、結局販売するために買って来たはずの酒のほとんどを他の村人と飲み干してしまった。そして、酔っていたのでだれにいくら請求すべきかもわからなくなってしまった。こうして、木材を現金化することで得られた食資源が「分かちあい」（*aquiquin*）の対象となることがある。

れるように」と言葉を添えてその 100 ソレスを手渡した。にもかかわらず、結局この時は J と伯父による伐採は実施されなかった。しかしこの出来事は、ドスデマジヨ村の森林で村外者と共に伐採するのに、事前に村長らに「支払う」ことを考えた村人が出てきたということの意味している。すなわち、有償であれば村外者を呼び込んで、村内の木材資源を利用できるという道筋が示されたことになる。

#### IV-5 村の義務的な共同労働に参加しない者による伐採の取り締まり

ここまで見てきたように、村に住んでいない人びとを混じえた木材伐採が一律に制限されるようになってきていたが、その一方で、村の境界内に住居を構えてさえいれば、自由に伐採が認められるというわけでもなかった。

2011 年 3 月に、ドスデマジヨ村の領域でもシピボの集落から離れた場所に居住するアシャニンカの M が、ドスデマジヨ村の領域内でトンカビーンズの伐採を始める。彼は隣接するファンシート村に居住する兄弟と友人と共に伐採をした。その頃 M は、ドスデマジヨ村人全員が参加すべきとされていた運動場の除草（共同作業）に数ヶ月前から来なくなっていた。そのためシピボの村人の多くが、この一連の M の行動について不満げに話すようになった。

すると、3 月 7 日の集会では、「木材資源を利用できるのは、村のなかに住んでいる者だけだ」という意見が出され、それに続いて、M が隣のファンシート村の兄弟と友人と共同で、チェーンソーを使って木を伐っていることが問題とされた。「村の木を伐っているのに、村の除草作業に参加しない。このまま木を伐り続けるのであれば、川の反対側（のファンシート村の領土）に移ってもらうべきだ」と話す村人がおり、数人がこの発言に賛同の意を示した。この時は、一部の住民が M に集会で話し合われた内容を伝えたため、M は伐採を中断し、村の共同労働に再び参加するようになっていった<sup>21</sup>。

エンジニアの説明を文字どおりに解釈するならば、「居住者＝木材資源の占有的利用者」であり、それはつまり、ドスデマジヨ村の敷地に居住している者であれば、木材から利益を受けることができるはずである。そして M はそれに該当していた。しかしながら、集会で問題とされていたのは、M が村外者と伐採をしているということだけではなく、村で義務付けられた共同労働に参加しないということだった<sup>22</sup>。M の行動を受けて、集会では、彼を「村人として認めない」とする意見が出てきたのである<sup>23</sup>。

エンジニアの発言を通して、村のなかで「居住者＝木材資源の占有的利用者」という考え方が浸透していったこと、そして、村人が実際に自分たちで木材伐採を活発に行うようになり、現金に直結する木材資源の価値への認識が高まるなかでは、「村の土地に住居を構える人」のすべてが「木材資源の占有的利用」を認められるわけではないことがわかる。言い換えると、村に住居しながら、木材伐採を行う者は、「村に住んでいる」という条件以外に、「村で義務とされる労働を負担すること」もまた求められるのである。このことから「居住者＝木材資源の占有的利用者」という外部者が持ち込んだ考えを、シピボである村人が、自らの社会で重視される「助け合い」の規範と擦りあわせることで、彼らのあいだで木材資源を利用できる者の条件を付与していったことがわかる。

---

<sup>21</sup> M はドスデマジヨ村の敷地内に住んでいるが、普段は同一民族が住むファンシート村の集会に参加している。M の子どもは入学した時にはドスデマジヨ村の小学校に通っていたが、教師がシピボであることから授業がシピボ語で行われるため、ファンシート村の小学校に通うようになった。M をドスデマジヨ村で行われる誕生日会に招待したり、M の誕生日会にシピボの村人が招待されたりと普段から交流を持っている。

<sup>22</sup> 仮に、これが同じシピボの村人であったら、状況はもう少し違ったであろう。相手がシピボの村人であれば、村内の運動場はその人が後日行うように「宿題 (tarea)」として残されるため、そもそもここまで大きく問題化することはなかったと考えられる。ここでは、アシャニンカがシピボの集落から離れたところに住んでいたことに加えて、隣接する土地がアシャニンカが多く住む村であったことから、「隣村に移ってもらおう」という意見が集会で出たという状況がある。

<sup>23</sup> なお、一時期、シピボのある村人が木材伐採に従事し続けて、村の集会に参加しなくなったことがある。その時には、村長 B が村内放送でその村人が集会に参加しないことを連日にわたって話し続けた。この時は、その人物が村長 B に 100 ソレスを個人的に支払ったことで、B も公の場でそれを話すのをやめた。

## V 持続的な伐採と村人の反応

### V-1 村人間で伐採をする試み

前述の伐採により、Eは個人での伐採でかなりの利益を上げ、腕時計や中古の船外機を「持つ」ようになった。そのEの様子を見た他の村人は、プロジェクトに参加するよりも、各自で伐採をした方がより高額な収益を上げられるという認識を強めていく。そして、Eのところへ、木材を伐り出した後にどのように市場まで運び出すのかを尋ねに行く者が2名おり、その後、計5人の男性が親子や甥・叔父のあいだで、Eを真似て伐採を試みるようになった。こうしてプロジェクトとは別に、個別にグループを作って、伐採をするようになったが、村人はEの一件の出来事を覚えていて、あくまでも村のなかに住居を構える人物のあいだに限ってグループを作っており、村外者はメンバーから外していた。

彼らは、Eが行ったのと同様に、プロジェクトで提示された伐採計画区ではなく、生活区に分けられた土地のなかでも、集落から川を通じて行くことができる場所で伐採をしていた（図2：住民による伐採実施地域）。こうして村人が、伐採が認められない区域で活動していることを、プロジェクトスタッフは違法伐採であるとして、彼らにやめるように忠告した。それに対して村人は、「伐採計画区内の土地は勾配がきつく、木を伐るのは大変だし、伐った後も（運搬をするにも）川まで遠い」といったことや、「INRENAの指定通りに、伐採計画区から木材を伐り出すためには、木材を川まで運び出すための運搬機が通れるように長い伐採道を作らなければならない。そのためには、まず山刀を使って除草をしなければいけないし、その伐採道上に大きな樹木が生えていたら、それもまたチェーンソーで伐り倒さなければならない」と話していた。このように、伐採計画通りに木材を伐り出すことは、村人にとっては大きな困難をとまなうと村人自身が捉えていたのである。

村人たちは、川を使って木材を簡単に運搬でき、除草などの作業も必要ではない場所に自生している樹木を探していた。つまり村人たちは、合法としての伐採方法がどういったものであるかを理解しつつも、実際にはどこで伐採をすれば余計な労力をかけずに、販売までスムーズ行うことができるのかという、彼らなりに合理的な観点から計画を立てていたのである。伐採計画書に示された輪伐のやり方は、INRENAが指示する森林の持続的利用を実現する手法とされるものであったが、住民からするとその内容は合理的とは言えないものだったことになる。エンジニアは、違法伐採をやめるように何度も言い、「このまま続けるようならば、プロジェクトを中断する（支援をしない）」とも話していたが、それに応じて、この伐採をやめる者も、改めて伐採計画区で活動を始めようとする者もいなかった。このように、村人は、プロジェクトによって伐採を学んだが、プロジェクトが指示する持続的な森林管理を受け入れたわけではなかったのである。

### V-2 村外者との伐採の開始

2011年10月、村人Xが、自分たちで伐採をして市場で販売すれば、1本4,000ソレス（132,000円）以上になる3本のトンカビーンズの伐採権を、村外で知り合ったメスティソの出稼ぎ人に、他の村人に相談もせず、80ソレス（2,640円）で販売してしまったことが知れ渡り、集会が開かれた。村長Bは、「伐採権を売るときには、その前に『村の了承』を得るべきであるし、伐採権を売るにしても安売りしすぎないように」と忠告をした。しかしその後もXは、ドスデマジヨ村の隣に住むメスティソの友人にまたしても「村の承認」を得ることなく伐採権を販売してしまう。このメスティソの友人は、1980年代から村の集落近くに住んでおり、何人かの村人とココアの栽培といった現金獲得活動を行うなどして、複数の村人と交流が深い人物である。そのため伐採権の販売とは言ってもそれだけで終わらずに、メスティソの友人が私有するチェーンソーで木を切り出すのを、村人Xも伐採道を作って運搬するなどして手伝っていた。Xは、外部者である出稼ぎ人に格安で伐採権を販売したことを村の集会で責められたため、今度は、以前からドスデマジヨ村のシピボの集落の近くに住み親しい仲にあり、チェーンソーを「持つ」友人と木を切るようになったのである。このメスティソの友人は、村外であるとはいえ、ドスデマジヨ村のシピボの集落の近

くに住むことから、X からすると彼は見ず知らずの村外者ではなく、「村人」に近い存在であったといえよう。

同じ時期、村長 B は、村人 J と村人 L と共に伐採をしていた。しかしながら、彼らから「B は座ってばかりで何もしない」と冗談まじりに言われていた。この際に切っていた木材をブカルパ市まで持って行き、販売を終えた後、村長 B はこのふたりと働くのをやめて、フアンシート村に住むアシャニンカの友人 A と伐採を始めた。アシャニンカはシピボよりも高地（山がちな場所）に住み、木材樹種や伐採方法に詳しく、チェーンソーも持っている者が多かった。B はさらに、ドスデマジヨ村と他の村を行き来しながら生活をしている妻の息子（彼とは血のつながりなし、以前はドスデマジヨ村に居住）も呼び寄せて、伐採に参加させた。こうして村人は、一時は、村外者を排除して村人のあいだで何とかグループを作りながら伐採を行っていたが、最終的に、自分と親しく、伐採の道具を「持つ」村外者と共に伐採するようになっていったのである。

そして、2011 年 11 月 23 日の集会では、村長 B は「村外者と一緒に木材伐採をしたり、伐採権を村外者に売ったりする場合、事前に村全体に知らせるほうがいい。でも、とりあえずは事後報告でもかまわないので、村全体に知らせるように」と話した。さらに村長 B は、集会や村内の放送を通じて、だれがどんな村外者と一緒に働いているのかを、村全体に向けて伝えるようになった。なお、この頃になると木材資源をめぐる競合化が目に見えてわかるようになる。村人のなかには、事前に森に行き、伐採予定の樹木に自分の名前の頭文字を刻んで印づけを始める者も出てきた。以前であれば利用予定のある樹木の周辺の除草をしておくことで、それを木材（建材や丸木舟）として持ち出そうとしていることを示せたが、それが自分の名前を用いてより直接的に先約を主張するようになったのである。

2012 年の 2 月には、6 人の村人が村外者と一緒に木材を伐採するようになっていた。そのうち 3 人は前述したメスティソの友人と一緒に働いていた。他の 3 人のうちのひとり、隣村のアシャニンカの友人 A と伐採を始めた村長 B であるが、彼は市場に持って行くために船外機付きの小型ボートで丸太を牽引しながら川を移動していたところ、激流に巻き込まれて丸太を流され、自身も命の危険にさらされるという経験をした。B はその体験を、村のなかで色々な相手に対して日常的に語っていた。2012 年 2 月 8 日の集会では「自分では伐採はもうしない。伐採権を売ることには徹する。あんな危険な思いをしてまで伐採はやりたくない。もう二度と怖い思いをしたくない。自分で市場に木材を売りに行く気はない」と話した。

村外者を排除する方向で集会を取り仕切っていた村長 B も、一時は村外者と共に働くようになったが、自ら伐採をして販売することの大変さを学んだ結果、自分で伐採・販売することに消極的な態度を示すようになったのである。そしてこの頃、村人 R と D が、村外で知り合った出稼ぎ人に伐採権を販売し、その出稼ぎ人を手伝いながら伐採を始めていた。そのこともあって、2012 年 2 月 12 日の集会では、村長 B は「出稼ぎ集団（あるいは出稼ぎ人個人）に対しても、伐採権を販売して、伐採を手伝うことで雇ってもらい、みなで現金を得よう」と発言するようになった。

こうして村外者であってもそのなかから友人や親族を選んで伐採活動をしてきた村人たちであったが、見ず知らずの出稼ぎ集団（出稼ぎ人）に対しても、個人で交渉をして伐採権を販売することが容認されたのである。当初プロジェクトが意図していた「居住者＝木材資源の占有的利用者」とは異なる形で、ドスデマジヨ村の現金獲得のための木材資源の利用をめぐるルールは定着することになった。村では、共に木材伐採を行う相手を、「村のなかに居を構える人物」であるかどうかに限らず、自ら好ましい人物を選ぶことが認められたのである。

## VI 考察とまとめ

### VI-1 木材資源を利用できるのはだれか

プロジェクトが開始した伐採においては、ドスデマジヨ村全体、すなわち公的に定められた先住民共同体の敷地内に住むメンバーの有志による共同労働が想定されていた。しかしながら、シピボはもともと移

動性・流動性の高い生活を営んでおり、世帯を中心にしつつ、地理的な行政区を超えて広範囲におよぶ親族・友人と共同で資源を利用してきた。この点で、プロジェクトとは別に他村の親族を呼び込んで独自に木材伐採を始めた住民の行動は、慣習的な共同資源利用の一例として位置付けられる。しかしながら、プロジェクトで雇われたエンジニアの言葉を通して、村では「居住者＝木材資源の占有的利用者」という概念が、浸透していくことになり、また、現金獲得のための伐採が活発化した結果、村人のあいだで日常会話や集会を通して「村の森林資源を利用できる者はだれか」という探りあいが展開されてきた。これまでは自然から得た資源を共同で利用をしてきた親族や友人でさえも、村外者となれば、木材資源の利用からは排除されるようになっていたのである。また、有償によって村外者による木材資源へのアクセスを、容認してもらうことを試みる村人も出てきた。他方、村内に居を構えていれば木材資源を自由に利用できたのかというと、そういうわけではなかった。村の土地境界内に住む者であっても、村の共同労働に参加しない人物を「村人として認めない」とする意見も生じるようになっていた。

その後、一時的に木材資源を利用できる人物を村内の居住者に限定化しながら、村人は住民主体の伐採・販売をするようになった。けれども、チェーンソーがないなか、斧を使って伐採することへの限界を感じたり、冗談混じりではあるが労働態度への文句を言われたことから、木材資源の占有的利用権を「持つ」村人は、それを「持たない」が、伐採方法を「知り」、その道具を「持つ」村外者と、共に労働するようになっていったのである。また激流のなかでの木材運搬に身の危険を感じて、木材伐採の大変さを学んだ者のなかには、自分で伐採は行わず、出稼ぎ集団といった村外者への伐採権の販売に徹するという村人も出てきた<sup>24</sup>。

シピボの慣習的な共同資源利用は、資源のある場所を「知る者」がそれを共に使いたいという相手を選んで行われてきた。それは、「持つ者」が「持たない者」に対して分け与え、また知識や技術であれば「知る者」が「知らない者」に対して教えることが、シピボ社会で望ましいとされていることと無関係ではないだろう。本稿でみてきたように、ドスデマジヨ村の構成員という境界をめぐって、木材資源の利用におけるタイトなメンバーシップが一時は確立されようとしていた。だが最終的に、木材資源の利用者の範囲は、そうした村の構成員という「境界」で決められるのではなく、従来行われてきた慣習的な共同資源利用と同じように、村人それぞれが好ましいとする人物と行うことが認められるようになったのである。

本稿は、外部者によって新たに形成された森林資源というコモンスをめぐって、シピボが（自分たちが伐採を行うための）木材資源の利用をだれに対して認めるか、だれに対して「レディティマシー」を付与するかという長期的動態をみてきた。以上のことを踏まえて、本稿の結論を以下に述べる。ドスデマジヨ村の現金獲得に向けた木材資源の利用をめぐっては、村人であれば、相手が村外者であるかにかかわらず、自らが好む相手、共に働きたいとする相手と行うことができるようになった。ただし、そこでいう村人（居住者）は、単に土地境界内に住む者ではなく、義務的な共同労働に参加するなど、シピボ社会で慣習的に重視されてきた「助けあい」を行うこともまた求められるのである。

本稿で見てきた「レディティマシー」の形成過程は、木材資源の利用をめぐって、住民のあいだで日常的に話されていたことが、村の大多数のなかで共有されるようになり、最終的に集会という村の意思決定がなされたことを、時系列で示したものである。村の意思決定は、集会を取り仕切る村長 B の巧みな話術に左右されている部分が少なからずはあった。実際、過去に村の伐採権料の収益を独占していた村長 G を失脚させ、その後、その利益を村の共有財産として使用したり村人に均等に分配したりするようになった B は、村人の多くから「他の人にとってもよいことを考える (*jakun shinnani*)」として支持を得ていた。しかしながら、B が先導する村の意思決定で決められたことであっても、絶対的な効力を持っているわけではないことも本事例から明らかとなった。ドスデマジヨ村の木材資源をめぐって、だれがどういった状態であれば利用できるかという「レディティマシー」は、公の場で一度合意を得たことであっても、村人個々

<sup>24</sup> ただしこの際、重機を使用して大量の樹木を運び出す企業に伐採権を販売する場合は、村全体の合意が必要になることは改めて明記しておきたい。そうした企業との交渉については別稿で論じることとしたい。

人の経験やその時々判断によって、破られたり改変されたりする、可変的なものであったのである。

## VI-2 コミュニティ主体の持続的な森林管理の実現の難しさ

こうして「だれが販売用の木材を伐採できるか」という過程をみてるなかで、明確になった点がある。それは、持続的な森林管理を目指したコミュニティ主体の伐採を実現することの困難さである。持続的な森林管理という名で持ち込まれたプロジェクトであったが、そこでいう「管理」とは、先住民が生活資源となる森林を「持続的に利用」しながら「保全」というものであり、またその「利用」の具体的な内容は、違法伐採をしている可能性の高い伐採集団や企業を排除し、住民が自ら輪伐・択伐という手法を用いて、村内の森林から木材を生産する（生産し続ける）というものだった。その際、住民を参加させるための文言として、エンジニアからは、企業や出稼ぎ集団は住民が所有する森林から利益を搾取していること、そして、自分たちで伐採をすれば得られる利益が最大化になることが強調されていた。住民の現金収入の向上を謳うことは、住民に伐採をさせるためのインセンティブとして働くことを、エンジニアは想定していたのである。

木材は現金に直結する資源であり、当初村人は、伐採技術を習得できることを好意的に受け止めていたが、プロジェクトに参加する理由はそうした現金獲得や技術の習得だけではない。たとえば、ひとりの村人は、「エンジニアを手伝わないと (*ingeniero aquinti*)」と言いながら森に向かうことがあった。こうしてプロジェクト導入から1年以上経って親しくなったエンジニアに対して、シピボ社会で重視される「助けあい」の意識が働いたために参加していた部分も、一部の村人には少なからずはあったのである。

一方、プロジェクトから村人への支払いは作業内容に応じて差別化された給与であり、それは、高値で販売できる樹木を切っているにも関わらず、収入の少なさへの不満を村人のあいだに生じさせた。チェーンソー担当者と運搬係となった村人のあいだに収入格差を生み、これまで食事招待をしてきた相手に対して、招待の声かけをしなくなるといった変化も一時的ではあるが起きている [大橋 2021:84-85]。

新プロジェクトに変わってからは、村人は自分たちで木材を市場のあるプカルパ市まで持ち込んで販売することになったが、エンジニアの指導通りに伐採計画区で伐採をすることはなかった。村人はこれ以上伐採を続けるとかえって効率が悪くなると考えたのである。伐採計画区内から搬出した樹木が高額で販売できたとしても、そのためには勾配が急な場所で伐採をせねばならず、長距離の伐採道を作り、そして、また木材を河岸まで転がしていくという、大変な作業を強いられることになるのであった。しかしながら、ペルーの INRENA で定められた伐採方法では、こうした住民側の論理は全く考慮されておらず、住民が行う伐採は違法行為であるとエンジニアから言い渡されていた。こうした齟齬がある以上、持続的な伐採方法は、住民の間では定着するはずもなかった。他方、実際に伐採そして販売までの活動を進める過程で、村人は、自分たちが直接に市場まで木材を運搬して利益を上げるには、運搬時に激流に対応する技術が求められるなど、伐採における多くを学んだのである。

## VI-3 おわりに

本稿で取り上げたプロジェクトでは、先住民に、在来的に利用してきた森林を、科学的に管理する技術を習得してもらうことが目的とされていた。本稿で見てきたように、先住民共同体という土地境界と先住民が日常的に利用してきた空間の地理的範囲は、河川流域の一部に重なりが見られるだけである。つまり、氾濫原を生活拠点とし、自らを「河の人」と呼ぶシピボは、先住民の「復権」を掲げた先住民共同体制度によって、日常的に利用したことのない土地の権利者となり、以前は利用していなかった森林の管理を担わされることになってしまったのである。

宮内 [2011] が既に指摘しているように、今後仮に、建材やカヌーに用いる樹種の伐採禁止など、環境保全のための規制がシピボの在来的な森林利用を禁止するようなことになれば、それは住民にとって大きな問題となるだろう。また、外部者にとって理想的である持続的な管理が実現されたとしても、それが地元社会で重視されている価値観と相反するものである場合、それは地域社会の衰退であるといえよう [田

中 2009]。

世界的に持続的な森林管理の必要性が謳われるなかで、アマゾニア先住民の「伝統的な生態的知識」(traditional ecological knowledge)を活かした資源管理の実現可能性が、コモンズ研究を中心に模索されているが [Berkes et al. 2000 ; Berkes et al. 2003]、こうした研究が、「森林利用に関する叡智を持つ先住民」というイメージを作り、「持続的」な森林管理を効率的に実行するための担い手として先住民を動員するという開発行為や政策の根拠として用いられてしまう問題を秘めていると筆者は考える。問題となるのは、ある特定集団の事例がアマゾニアに住むすべての先住民集団に当てはまるものと誤解され、各集団が固有に築いている森林との距離感や付き合い方の違いを考慮しないままに、政策やプロジェクトが導入されることである。

外部者が地域社会に介入していくなかで求められる資源管理のあり方は、地域や対象によって常に試行錯誤、再検討され続けるものでなければならないだろう。そして、そうした仕組み作りと並行して、本稿で見たような、外部社会が持ち込む価値観や活動のもとで変容していく先住民社会の動態を、その集団が固有に築いてきた利用や慣習といった在来的な部分を含めて、長期的に捉えることもまた必要ではないだろうか。

なお本稿は、新たに形成された村の共有資源(コモンズ)となった森林をめぐり、そこに村として形成されていった権利関係の長期的動態を明らかにしたものである。木材資源は村人の現金収入に直結するものがあるため、プロジェクトからの収入や住民自身が木材を販売した際の売上といった具体的な金額を提示しながら論じられればよかったが、そうしたシピボの「現金との関係」については、村人が行う主生業(農耕・漁労・狩猟採集)や出稼ぎも含めて、今後の課題としたい。

## 【謝辞】

本研究は、特別研究奨励費(DC2)アマゾン先住民社会の資源利用における移動と共同(代表:大橋麻里子、研究課題番号12J07608)、特別研究奨励費(PD)アマゾン先住民社会からの環境ガバナンスの再検討—移動性と共同性に着目して(代表:大橋麻里子、研究課題番号15J02903)、科学研究費基盤研究(A)地域特性に配慮した森林「協治」の構築条件(代表:井上真、研究課題番号19208014)の助成を受けて実現しました。井上真先生(現早稲田大学)、田中求先生(現高知大学)、目黒紀夫さん(現広島市立大学)をはじめとする、当時の東京大学大学院農学生命科学研究科国際森林環境学研究室のみなさんには何度も議論にお付き合い頂きました。ジャケリン・ウィルカさん、渡辺暁さん(東京工業大学)、本学会の査読者の先生方、そして、編集委員の皆様には大変にお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

## 参照文献

- Ascher, William, 1995, *Communities and Sustainable Forestry in Developing Countries*. The International Center for Self-Governance, San Francisco, CA.
- Balée, William, 2013, *Cultural Forests of the Amazon: A Historical Ecology of People and their Landscapes*. University of Alabama Press, Tuscaloosa.
- Behrens, Clifford A., 1986, The Cultural Ecology of Dietary Change Accompanying Changing Activity Patterns among the Shipibo. *Human Ecology*, vol.14, No.4, pp.367-396, DOI: [10.1007/BF00888305](https://doi.org/10.1007/BF00888305).
- Behrens, Clifford A., 1992, Labor Specialization and the Formation of Markets for Food in a Shipibo Subsistence Economy. *Human Ecology*, vol.20, no.4, pp.435-460, DOI: [10.1007/BF00890429](https://doi.org/10.1007/BF00890429).
- Bergman, Roland W., 1980, *Amazon Economics: The Simplicity of Shipibo Indian Wealth*. University Microfilms International, Ann Arbor, Michigan.
- Berkes, Fikret, Joan Colding and Carl Folke, 2000, Rediscovery of Traditional Ecological Knowledge as Adaptive Management. *Ecological Applications*, vol.10, pp.1251-1262, DOI: <https://doi.org/10.2307/2641280>.
- Berkes, Fikret, Joan Colding and Carl Folke (eds.), 2003, *Navigating Social-Ecological Systems: Building Resilience*

- for *Complexity and Change*. Cambridge University Press, Cambridge, DOI: <https://doi.org/10.1017/CBO9780511541957>.
- Cronkleton, Peter and Anne Larson, 2015, Formalization and Collective Appropriation of Space on Forest Frontiers: Comparing Communal and Individual Property Systems in the Peruvian and Ecuadorian Amazon. *Society and Natural Resources*, vol.28, pp.496-512, DOI: <https://doi.org/10.1080/08941920.2015.1014609>.
- Eakin, Lucille, Erwin Lauriault and Harry Boonstra, 1986, *People of the Ucayali: The Shipibo and Conibo of Peru*. SIL International, Dallas.
- Hardin, Garrett, 1968, The Tragedy of the Commons. *Science*, Vol.162, no.3859, pp.1243-1248, DOI: [10.1126/science.162.3859.1243](https://doi.org/10.1126/science.162.3859.1243).
- Hern, M. Warren, 1977, High Fertility in Peruvian Amazon Indian Village. *Human Ecology*, vol.5, no.4, pp.355-368, DOI: [10.1007/BF00889176](https://doi.org/10.1007/BF00889176).
- Hern, M. Warren, 1992, Shipibo Polygyny and Patrilocality. *American Ethnologist*, vol.19, no.3, pp.501-521, DOI: [10.1525/ae.1992.19.3.02a00050](https://doi.org/10.1525/ae.1992.19.3.02a00050).
- 井上真、2009、「自然資源『協治』の設計指針：ローカルからグローバルへ」、『グローバル時代のローカル・コモンズ』、室田武編、pp.3-25、ミネルヴァ書房。
- Instituto Nacional de Estadística e Informática (INEI), 2017, *Censos nacionales 2017: XII de población, VII de vivienda y III de comunidades nativas y comunidades campesinas*. INEI, Lima, Perú.
- Karpouzoglou, Timothy, Art Dewulf and Julian Clark 2016, Advancing Adaptive Governance of Social-Ecological Systems through Theoretical Multiplicity. *Environmental Science and Policy*, vol.57, pp.1-9, DOI: <https://doi.org/10.1016/j.envsci.2015.11.011>.
- 近藤宏、2018、「地図というフレーム：パナマ東部先住民エンベラにおける『新奇なもの』の経験」、『ラテンアメリカ研究年報』、38、pp.1-31、DOI: [https://doi.org/10.51100/annualofajel.38.0\\_1](https://doi.org/10.51100/annualofajel.38.0_1)。
- Lu, Flora, 2001, The Common Property Regime of Huaorani Indians of Ecuador: Implications and Challenges to Conservation. *Human Ecology*, vol.29, no.4, pp.425-447, DOI: [10.1023/A:1013193821187](https://doi.org/10.1023/A:1013193821187).
- Lu, Flora, 2006, 'The Commons' in an Amazonian Context. *Social Analysis*, vol.50, no.3, pp.187-194, DOI: [10.1515/9781782384809-003](https://doi.org/10.1515/9781782384809-003).
- McGrath, David G., Oriana T. Almeida and Frank D. Merry, 2007, The Influence of Community Management Agreements on Household Economic Strategies: Cattle Grazing and Fishing Agreements on the Lower Amazon Floodplain. *International Journal of the Commons*, vol.1, no.1, pp.67-87, DOI: [10.18352/ijc.54](https://doi.org/10.18352/ijc.54).
- 宮内泰介、2006、「レジティマシーの社会学へコモンズにおける承認のしくみ」、『コモンズをささえるしくみ：レジティマシーの環境社会学』、宮内泰介編、pp.1-32、新曜社。
- 宮内泰介、2011、『開発と生活戦略の民族誌：ソロモン諸島アノケロ村の自然・移住・戦争』、新曜社。
- 大橋麻里子、2013、「アマゾンの氾濫原における自給的バナナ栽培：ペルー先住民シピボの事例から」、『Biostory』、19、pp.85-94。
- Ohashi, Mariko, 2015, Whom to Share With? Dynamics to the Food Sharing System of the Shipibo in the Peruvian Amazon. In *Collaborative Governance of Forest toward Sustainable Forest Resource Utilization*, Motomu Tanaka, and Makoto Inoue (eds.), University of Tokyo Press, Tokyo, pp.223-245.
- 大橋麻里子、2017、「アマゾン森林開発のもとでの現代的な民族間関係」、『狩猟採集民からみた地球環境史：自然・隣人・文明との共生』、池谷和信編、pp.254-270、東京大学出版会。
- 大橋麻里子、2021、「揺らぐ食のわかちあい：ペルーアマゾンニア、シピボの森林利用から」、『ノーライフ・ノーフォレスト：熱帯林の「価値命題」を暮らしから問う』、阿部健一・柳澤雅之編、pp.67-93、京都大学出版会。
- Ohashi, Mariko, 2023, Sweet Cassava, Bananas and Plantains in the Peruvian Amazon: Shipibo Cultivation Methods on the Floodplains. In *Global Ecology in Historical Perspective: Monsoon Asia and Beyond*, Kazunobu Ikeya and

- William L. Balée, (eds.), pp.241-258, Springer, Singapore, DOI: <https://doi.org/10.1007/978-981-19-6557-9>.
- 大橋麻里子、2023、「ペルーアマゾニアのキャッサバ酒」、『Biostory』、39、pp.79-87。
- Ohashi, Mariko, Toshio Meguro, Motomu Tanaka, and Makoto Inoue, 2011, Current banana distribution in the Peruvian Amazon basin, with attention to the Notion of “aquiquin” in Shipibo Society. *Tropics*, vol.20, no.1, pp.25-40, DOI: <https://doi.org/10.3759/tropics.20.25>.
- Ostrom, Elinor, 1990, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press, Cambridge, DOI: <https://doi.org/10.1017/CBO9780511807763>.
- Ostrom, Elinor, Thomas Dietz, Nivek Dolsak, Susan Stonich, and U Elke Weber, (eds.), 2002. *The Drama of the Commons*. National Academy Press, Washington DC, DOI: <https://doi.org/10.17226/10287>.
- Richards, Michael, 1997, Common Property Resource Institutions and Forest Management in Latin America. *Development and Change*, vol.28, pp.95-117, DOI: <https://doi.org/10.1111/1467-7660.00036>.
- Ruth Wise, Mary, (eds.), 1993, *Diccionario Shipibo-Castellano*. Ministerio de Educación, Instituto Lingüístico de Verano, Lima.
- Stocks, Anthony, 1990, Resource Management in an Amazon Verzea Lake Ecosystem: the Cocamilla Case. In *The Question of the Commons: The Culture and Ecology of communal resources*, Bonnie J. McCay, and James M. Acheson, (eds.), pp.108-120, University of Arizona Press, Tucson.
- Stocks, Anthony, and Gary Hartshorn, 1992, The Palcazu Project: Forest Management and Native Yaneshá Communities. *Journal of Sustainable Forestry*, vol.1, no.1, pp.111-135, DOI: [https://doi.org/10.1300/J091v01n01\\_07](https://doi.org/10.1300/J091v01n01_07).
- 梶本歩美、2010、「政策はなぜ実行されたか：フィリピンの森林管理における連携」、『ローカル・コモنزの可能性』、三俣学・菅豊・井上真編、pp.144-169、ミネルヴァ書房。
- 田中求、2006、「離島無医村地域における民間医療薬の役割の動態：ソロモン諸島ウェスタン州マロヴォ・ラグーン、ガトカエ島ビチェ村の事例」、『エコソフィア』、17、pp.104-120。
- 田中求、2009、「ローカル・コモنزと地域発展：ソロモン諸島における資源利用の動態から」、『コモنز論の挑戦』、井上真編、pp.153-173、新曜社。

採択決定日：2024年7月29日

掲載日：2024年12月20日

## ¿Quién puede cortar los árboles? :

### La producción de maderas en el bosque comunal en la Amazonía peruana, el caso de un pueblo Shipibo

Mariko OHASHI

SOCIEDAD JAPONESA PARA LA PROMOCIÓN DE CIENCIAS, UNIV. DE KIOTO

key words : manejo forestal comunitaria, gestión forestal sostenible, legitimidad, Amazonía Peruana

Este ensayo, basado en el trabajo de campo que condujo la autora entre 2008 y 2015 en una “Comunidad Nativa” de Shipibo en la Amazonía Peruana, analiza la interacción entre los miembros de la comunidad y los que llegan atraídos por los recursos naturales que existen en la zona, tanto los que buscan madera como los madereros comerciales y los agentes de las empresas transnacionales que vienen por sus intereses económicos, como las Organizaciones No Gubernamentales (ONG) ecologistas y los institutos gubernamentales que promueven los manejos comunales sustentables para la conservación forestal por la comunidad.

Tradicionalmente los Shipibos utilizaban los recursos forestales para construir casas y producir herramientas imprescindibles como canoas, remos, arcos, flechas, etcétera. Había conocedores de los recursos del bosque en el pueblo y los otros miembros de la comunidad les pedían consejos cuando necesitaban su apoyo y ellos les guiaban para que pudieran acceder a esos recursos. El bosque era la tierra común y no existía la noción de la propiedad privada. Con la llegada de la gente ajena, sin embargo, este sistema se vio obligado a cambiar, tanto por la noción de la economía del mercado y la propiedad privada como la idea de la conservación del bosque que los agentes gubernamentales y las ONG trajeron a la comunidad. Según los marcos legales que establecen los derechos de la comunidad indígena, los que quieren talar los árboles en su territorio tienen que pedir autorización de la comunidad y pagar una cuota para realizarlo. Por un lado, esto beneficia a los miembros de la comunidad económicamente; por otro lado, sin embargo, con esa política el gobierno intentó encargar a los miembros de la comunidad el cargo de la conservación y control del bosque.

Bajo esta nueva situación ha habido varios problemas: con el territorio tan extenso, es difícil que la comunidad se entere de todas las actividades de los madereros; a veces, los madereros se ponen en contacto con algunos miembros de la comunidad y ellos les dan permiso sin consultar a los demás (como solía hacer uno de los líderes anteriores, que cobraba una cuota a cambio del permiso, pero no la reportaba al pueblo). En el año 2008 se introdujo al pueblo el proyecto “Modelo de gestión comunal sostenible de bosques inundables en la Amazonía Peruana” que trató de estimular económicamente y entrenar a la gente de la comunidad para que se convirtieran en madereros productores por su propia cuenta (en la comunidad el proyecto duró hasta el año 2010). Al principio, la gente sí trabajaba bajo este esquema, pero como poco a poco se dan cuenta de lo complicado que es el proceso entero de producción de maderas, primero talar el árbol y después procesarlo para obtener la madera e ir a venderla hasta el mercado, esta iniciativa se fue desvaneciendo. Después de esa experiencia, la comunidad empezó a permitir que algún miembro de la comunidad talara los árboles en colaboración con sus conocidos. Al mismo tiempo, cabe mencionar que la costumbre de los Shipibo, *Aquinquin*, que es la cultura de compartir los recursos que tienen (sobre todo la comida) y la de colaboración entre los miembros, también son importantes. Es decir, los que entienden bien esas costumbres de los Shipibos establecen buenas relaciones con la gente del pueblo y se les facilita la negociación para entrar a la comunidad. En otras palabras, la cultura tradicional de los Shipibo también afecta su relación con los que vienen del exterior, ya que su sistema del valor influye su modo de pensar.